

基 議 厚 産 第 6 3 号
令 和 7 年 6 月 2 日

基山町議会
議長 末 次 明 様

厚生産業常任委員会
委員長 天 本 勉

所管事務調査報告書

本委員会は、所管事務の調査を終了したので、その結果を報告します。

記

1 調査事項並びに調査期日

- (1) 交通安全・防犯対策について 令和7年5月20日(火)
(概要説明及び現地視察)

2 調査結果

町では交通安全対策の事業として、基山町高齢者運転免許証自主返納支援事業や交通安全施設の整備、啓発活動を行っている。

高齢者運転免許証自主返納事業は令和2年4月7日から開始し、65歳以上の免許証自主返納者は令和7年3月末までで458名となっている。免許証自主返納に当たっては、運転経歴証明書交付手数料の補助やタクシー利用助成券の交付、電動カート購入費の補助が受けられるほか、運転経歴証明書の提示によりコミュニティバスを無料で利用できるとの説明を受けた。

また、令和6年度の交通安全施設の整備状況としては、社会資本整備総合交付事業(防災・安全)として、ポラード(車止め)設置などを5箇所、交通安全施設工事として区画線やカーブミラー、ガードパイプの設置や修繕などを31箇所で実施したとの説明を受けた。

カラー舗装や区画線の劣化について、引き直しの判断基準はあるのかと質したところ、定期的に通学路等の点検を行うとともに各区からの要望等を含め、劣化程度や危険性により判断し整備している。

そして、通学路点検で確認した交通安全施設の設置については、次年度の社会資本整備総合交付金事業を活用し整備しており、交付金の交付率は55%で、年間6,000千円から7,000千円の交付を受け事業を実施しているとの説明を受けた。

当委員会としては、交通安全対策は人命に係わる重要な施策である。そのため、交付金や補助金の有無にかかわらず、ふるさと応援寄附基金等の活用も含め早急に交通安全対策に取り組んでいくよう提案した。

次に、令和6年11月から道路交通法が改正され、自転車運転時の罰則新設や自転車運転中の携帯電話利用の罰則が強化されているが、自転車の乗り方やマナーの啓発について、町ではどのように考えているか質したところ、今後、警察とも連携しながら町でもマナーの啓発活動に取り組んでいきたい。その一環として、外国人に対する自転車運転のマナー啓発用のパンフレット作成を、県にお願いしており、町内の企業に配布することで周知・向上を目指していきたいとの説明を受けた。

防犯対策については、防犯灯及び防犯カメラの設置や啓発活動を行っている。防犯カメラは、町内に65箇所、136台設置している。警察からの情報提供依頼は令和5年度23件、令和6年度15件あっている。防犯カメラの設置については、現在2区と6区から要望されているが、基山町は福岡県境に位置していることから、今後は各区からの要望も含め、県境付近への設置も検討していきたいとの説明を受けた。

当委員会としては、防犯カメラの設置については幹線道路沿いだけではなく、設置が少ない中山間地域の生活道路にも設置するとともに「防犯のまち基山」をPRし、防犯対策の強化に努めていくよう提案した。